

広島県告示第三百五十号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中

広島県立工業技術センター技術現地指導規則（昭和三十二年広島県規則第五十号）	第三条第一項
理容師法施行細則（昭和三十三年広島県規則第六十九号）	第四条第一項第二号
美容師法施行細則（昭和三十三年広島県規則第七十号）	第四条第一項第二号

を削

り、

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第六十二号）	第四条第二項
--	--------

を

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第六十二号）	第四条第二項及び第十七条
--	--------------

に改

める。